

## 海洋におけるエネルギー・鉱物資源の開発

●「海洋基本計画」※1を踏まえ、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定し※2、メタンハイドレート、海底熱水鉱床の商業化までの道筋、必要な技術開発等を具体的に明示。

※1 平成20年3月閣議決定。なお、平成24年度中に見直しが行われる予定。

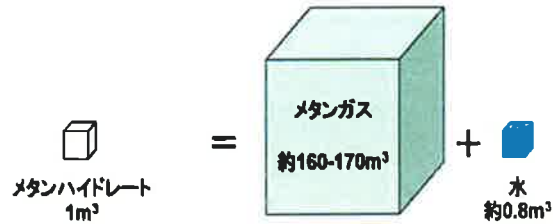
※2 平成21年3月:総合海洋政策本部了承

	石油・天然ガス	メタンハイドレート
計画の概要 (ポイント)	<p>①三次元物理探査船『資源』を活用し、資源探査を拡充。            &gt;毎年 約6,000km<sup>2</sup>の探査を実施            &gt;平成30年度までに約6.2万km<sup>2</sup>を探査予定            (平成23年度までに約18,895km<sup>2</sup>の海域において三次元物理探査を実施。)</p> <p>②探査で判明した有望海域について、試掘(ボーリング)を実施。            &gt;<u>平成25年4月に佐渡南西沖にて実施予定</u></p>	<p>①日本近海における「海洋産出試験」を計画。            &gt;<u>平成25年1月に東部南海トラフ海域にて実施予定</u></p> <p>②平成30年度を目途に、商業化に向けた技術の整備を実施。</p>
賦存・分布場所	・水深数百m～2,000m程度の海底下数千m。	・水深1,000m以深の海底下約数百m。

# メタンハイドレートとは何か？



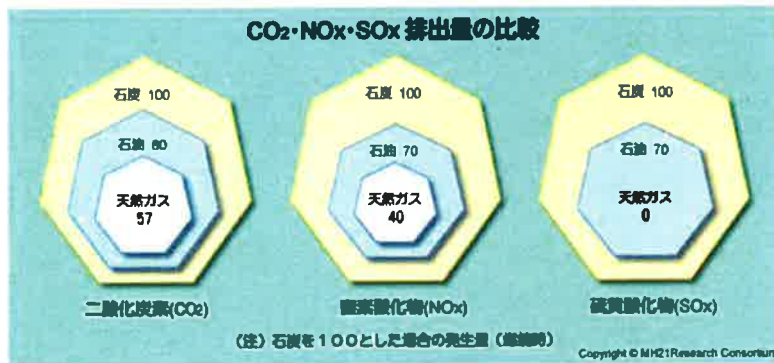
- **固体物質** : メタンガスと水が低温・高圧の状態では結晶化した氷状の物質。



- ◆ メタンハイドレート(MH)はメタンと水によって構成されているため、火を近づけるとメタンが燃え、水が残る。
- ◆ メタンハイドレート1m<sup>3</sup>には、約160~170倍の体積のメタンガスが含まれている。

- **将来のクリーンエネルギー資源として期待** :

- ① メタンガス(天然ガスの主成分)は、石油や石炭に比べ燃焼時の二酸化炭素排出量が少ない。
- ② 大水深海底下や極地の凍土層下の地層に広く存在し、日本でも「東部南海トラフ海域」に大規模な賦存が推定。



BSRとは地震探査で観測される海底疑似反射面の略で、メタンハイドレートの存在を示す指標として用いられる。



- BSR(詳細調査により海域の一部に濃集帯を推定)
- BSR(濃集帯を示唆する特徴が海域の一部に認められる)
- BSR(濃集帯を示唆する特徴がない)
- BSR(調査データが少ない)

日本周辺海域のBSRの分布

出所: JOGMEC(2009年)<sup>2</sup>

- **新たな生産技術の開発が必要** :

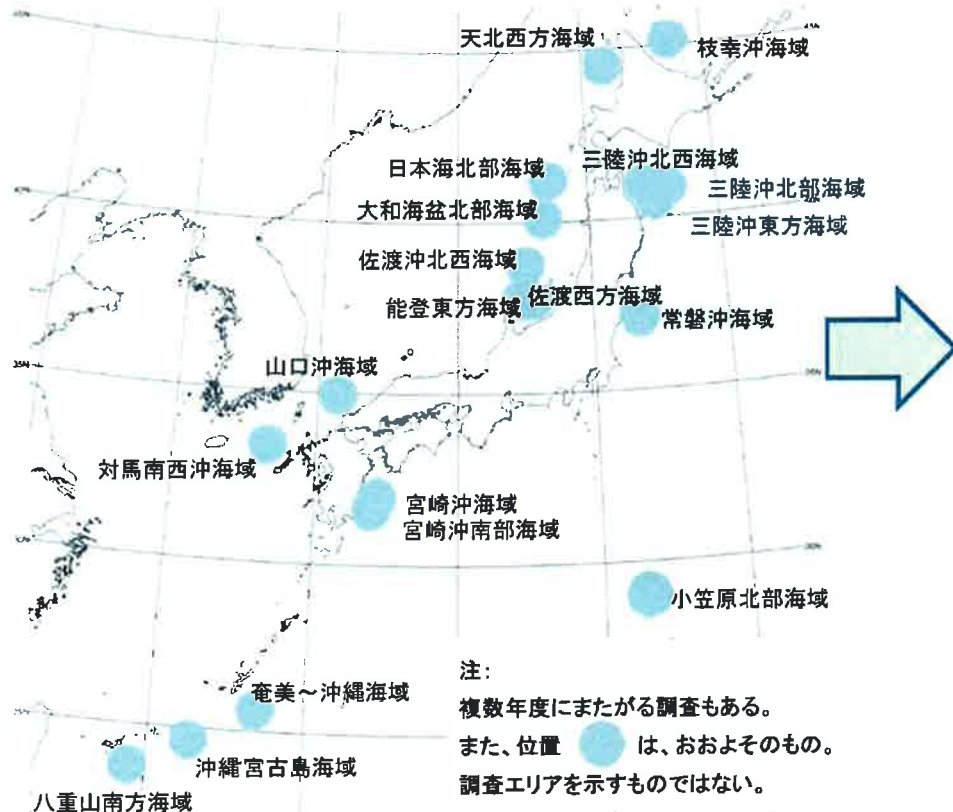
メタンハイドレートは地中に固体で存在するため、在来型の石油・天然ガスとは異なり、井戸を掘っても自噴しない。

# 石油・天然ガスを対象とした基礎調査・基礎試錐について

## 新潟県佐渡南西沖で石油・天然ガス資源ポテンシャルを発見

- 平成20年2月以降、経済産業省所有の公船である「資源」(三次元物理探査船)を導入し、海域調査を本格的に実施。その結果、新潟県佐渡南西沖において石油・天然ガス資源ポテンシャルを発見。
- 平成25年4～6月、「資源」導入後初となる試掘調査を実施予定。

平成19年度～平成23年度調査地域



試掘実施候補地



掘削場所: 新潟県佐渡南西沖(約30km)  
 委託先: JX日鉱日石開発(株)/JOGMEC

## 2013年1月21日 オバマ大統領就任演説より抜粋

The path towards sustainable energy sources will be long and sometimes difficult. But America cannot resist this transition, we must lead it. We cannot cede to other nations the technology that will power new jobs and new industries, we must claim its promise. That's how we will maintain our economic vitality and our national treasure -- our forests and waterways, our crop lands and snow-capped peaks. That is how we will preserve our planet, commanded to our care by God. That's what will lend meaning to the creed our fathers once declared.

持続可能なエネルギー資源への道のりは長く、時に困難になるだろう。

しかし、米国はこの変遷に逆らうことはできないし、我々が主導していかなければならない。新たな雇用や新産業を生み出す技術を他国に譲ることはできない。それを主張すべきだ。それが我々の経済活力や、米国の宝である森林や河川、耕作地や雪に覆われた峰々を維持していくことになる。神が我々に命じた通りに、地球を保全していく。それは我々の父祖が宣言した信念に沿ったものだ。

平成 25 年 2 月 21 日 予算委員会 生活の党 森ゆうこ

(新聞報道等により、森ゆうこ事務所作成)



and research labs that will bring new jobs and businesses to our shores. Now, more than ever, we must do these things together, as one nation and one people. (Applause.)

This generation of Americans has been tested by crises that steeled our resolve and proved our resilience. A decade of war is now ending. (Applause.) An economic recovery has begun. (Applause.) America's possibilities are limitless, for we possess all the qualities that this world without boundaries demands: youth and drive; diversity and openness; an endless capacity for risk and a gift for reinvention. My fellow Americans, we are made for this moment, and we will seize it -- so long as we seize it together. (Applause.)

For we, the people, understand that our country cannot succeed when a shrinking few do very well and a growing many barely make it. (Applause.) We believe that America's prosperity must rest upon the broad shoulders of a rising middle class. We know that America thrives when every person can find independence and pride in their work; when the wages of honest labor liberate families from the brink of hardship. We are true to our creed when a little girl born into the bleakest poverty knows that she has the same chance to succeed as anybody else, because she is an American; she is free, and she is equal, not just in the eyes of God but also in our own. (Applause.)

We understand that outworn programs are inadequate to the needs of our time. So we must harness new ideas and technology to remake our government, revamp our tax code, reform our schools, and empower our citizens with the skills they need to work harder, learn more, reach higher. But while the means will change, our purpose endures: a nation that rewards the effort and determination of every single American. That is what this moment requires. That is what will give real meaning to our creed.

We, the people, still believe that every citizen deserves a basic measure of security and dignity. We must make the hard choices to reduce the cost of health care and the size of our deficit. But we reject the belief that America must choose between caring for the generation that built this country and investing in the generation that will build its future. (Applause.) For we remember the lessons of our past, when twilight years were spent in poverty and parents of a child with a disability had nowhere to turn.

We do not believe that in this country freedom is reserved for the lucky, or happiness for the few. We recognize that no matter how responsibly we live our lives, any one of us at any time may face a job loss, or a sudden illness, or a home swept away in a terrible storm. The commitments we make to each other through Medicare and Medicaid and Social Security, these things do not sap our initiative, they strengthen us. (Applause.) They do not make us a nation of takers; they free us to take the risks that make this country great. (Applause.)

We, the people, still believe that our obligations as Americans are not just to ourselves, but to all posterity. We will respond to the threat of climate change, knowing that the failure to do so would betray our children and future generations. (Applause.) Some may still deny the overwhelming judgment of science, but none can avoid the devastating impact of raging fires and crippling drought and more powerful storms.

The path towards sustainable energy sources will be long and sometimes difficult. But America cannot resist this transition, we must lead it. We cannot cede to other nations the technology that will power new jobs and new industries, we must claim its promise. That's how we will maintain our economic vitality and our national treasure -- our forests and waterways, our crop lands and snow-capped peaks. That is how we will preserve our planet, commanded to our care by God. That's what will lend meaning to the creed our fathers once declared.

We, the people, still believe that enduring security and lasting peace do not require perpetual war. (Applause.) Our brave men and women in uniform, tempered by the flames of battle, are unmatched in skill and courage. (Applause.) Our citizens, seared by the memory of those we have lost, know too well the price that is paid for liberty. The knowledge of their sacrifice will keep us forever vigilant against those who would do us harm. But we are also heirs to those who won the peace and not just the war; who turned sworn enemies into the surest of friends -- and we must carry those lessons into this time as well.

We will defend our people and uphold our values through strength of arms and rule of law. We will show the courage to try and resolve our differences with other nations peacefully -- not because we are naïve about the dangers we face, but because engagement can more durably lift suspicion and fear. (Applause.)

America will remain the anchor of strong alliances in every corner of the globe. And we will renew those institutions that extend our capacity to manage crisis abroad, for no one has a greater stake in a peaceful world than its most powerful nation. We will support democracy from Asia to Africa, from the Americas to the Middle East, because our interests and our conscience compel us to act on behalf of those who long for freedom. And we must be a source of hope to the poor, the sick, the marginalized, the victims of prejudice -- not out of mere charity, but because peace in our time requires the constant advance of those principles that our common creed describes: tolerance and opportunity, human dignity and justice.

We, the people, declare today that the most evident of truths -- that all of us are created equal -- is the star that guides us still; just as it guided our forebears through Seneca Falls, and Selma, and Stonewall; just as it guided all those men and women, sung and unsung, who left footprints along this great Mall, to hear a preacher say that we cannot walk alone; to hear a King proclaim that our individual freedom is inextricably bound to the freedom of every soul on Earth. (Applause.)

It is now our generation's task to carry on what those pioneers began. For our journey is not complete until our wives, our mothers and daughters can earn a living equal to their efforts. (Applause.) Our journey is not complete

警察による捜査報告書・証拠等のねつ造事案（主なもの）

発覚年月	都道府県警	事案概要
2011年1月	北海道警	捜査2課警部補が、詐欺事件捜査で実際には事情聴取していない者の参考人調書を偽造（2011.1.19日経夕刊）
2011年2月	大阪府警	東成署が捜査した強制わいせつ致傷事件の捜査報告書の内容がねつ造であった疑いが発覚（2011.2.5大阪読売）
	京都府警	城陽署警部が、窃盗事件で現行犯逮捕した者を必要な手続を経ず釈放した上、虚偽の報告作成を指示（2011.2.12産経）
	岐阜県警	多治見署ほか3署の巡査長らが、交通事故の実況見分調書や供述調書を無断で書き換え（2011.2.24朝日）
2011年5月	埼玉県警	深谷市議選挙を巡る選挙違反事件の取調べで、虚偽の証言を強要していた疑いが発覚（2011.5.26毎日）
2011年6月	静岡県警	島田署員が、覚醒剤捜査で証拠ねつ造（捜索を受けた者に身に覚えのない注射器を持ち込む）の疑い（2011.6.30毎日地方版）
2011年7月	警視庁	目白署巡査部長が、当番勤務のパトロール中に少年の不良行為を確認したとする虚偽の少年補導票を作成（2011.7.9産経）
	警視庁	戸塚署巡査部長が、実際には事情聴取していないひき逃げ事件の被害者について聴取したと偽装した報告書を作成（2011.7.9産経）
2011年10月	北海道警	札幌東署巡査部長が、交通事故捜査において、事情聴取していない参考人の供述調書を偽造（2011.10.29毎日（北海道））
2012年1月	神奈川県警	中原署巡査が、知人に犯人役や被害者役を頼んで自転車盗検挙をねつ造（2012.1.27読売）
	大阪府警	八尾署警部補らが、証拠品の木刀を紛失したと思い込み、別の木刀の写真を撮影して虚偽の捜査報告書を作成（2012.3.8日経夕刊）
2012年3月	大阪府警	福島署警部が、強盗強姦事件の証拠品であるたばこの吸い殻の紛失に気づき、事件と無関係の吸い殻を証拠品にねつ造（2012.3.8日経夕刊）
	大阪府警	泉南署警部補が飲酒運転取り締まりでアルコール検出数値のねつ造、報告書類の虚偽記載（2012.3.6産経大阪夕刊）
2012年8月	和歌山県警	科学捜査研究所で鑑定書作成に必要な化学物質の分析データなどをねつ造（2012.8.16朝日夕刊）
	大阪府警	2011年12月、北堺署巡査部長が、消せるボールペンで調書作成の上、容疑者が署名押印した後に改ざん（2012.8.22SankeiBiz）
2013年1月	兵庫県警	社署警部補らが、覚醒剤取締法違反事件の供述調書をねつ造（2013.1.13日経電子版）

（出所）新聞報道等に基づき作成

平成24年2月21日 予算委員会

生活の党 森ゆうこ

平成 22 年 5 月 17 日

東京地方検察庁特別捜査部長

検察官検事 佐久間 達哉 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

田代政子

## 捜 査 報 告 書

(罪名) 政治資金規正法違反 (被疑者) 小沢一郎

上記被疑事件につき、平成 22 年 5 月 17 日、石川知裕を取り調べた状況は  
下記のとおりであるので報告する。

### 記

#### 第 1 取調日時・場所

平成 22 年 5 月 17 日午後 0 時 50 分～同日午後 6 時 00 分

東京地方検察庁 908 号室

#### 第 2 供述状況

1. 取調べの冒頭、本職が「貴方は、既に政治資金規正法違反の事実で公判  
請求されており、被告人の立場にあるので、取調べに応じる義務はないと  
いうことは理解していますか。」と質問したところ、石川は、「その点に  
ついては、弁護士からも説明を受け、良く理解しています。弁護人から、  
今回の事件については既に被告人となっているので、無理に取調べに応じ  
る必要はないという説明を受けましたが、小沢先生に対する不起訴処分につ  
いて、検察審査会が起訴相当の議決をしたのを受けての再捜査でしょう  
し、私自身も深く関与した事実についてのことですので、本日は、任意に

平成 25 年 2 月 21 日 予算委員会 生活の党 森ゆうこ  
(インターネット上に流出した東京地検特捜部の資料より)

平成 22 年 5 月 19 日

東京地方検察庁特別捜査部長

検察官検事 佐久間 達哉 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

齋藤隆博 

### 捜査報告書

(再捜査の結果を踏まえた証拠の評価等について)

(罪 名) 政治資金規正法違反

(被疑者) 小沢一郎こと小澤一郎

頭書被疑事件につき、再捜査の結果を踏まえ、被疑者の共犯性に関する主要な証拠等について検討した結果は、別添 1 ないし 4 のとおりであるので、報告する。



で、証拠等を検察審査会に送付するに当たっては、検察官は、適正な手続に則り、必要な捜査を尽くして、証拠を収集し、これを検察審査会に送付すべきものである。ところが、本件において、平成 22 年 5 月 17 日、特捜部所属の検察官が、石川を取り調べ、同日付で、本件について被告人の関与を認める内容の供述調書を作成したこと、当裁判所においては、同調書の供述の任意性を否定すべきものと判断したこと、前記検察官は、石川が被告人の関与を認める供述調書の作成に応じた経緯や動機を前記取調べにおいて供述したことを内容とする捜査報告書を作成したが、同取調べにおいて石川がそのような供述をした事実はなく、同捜査報告書の内容は事実に反するものであったこと等については、当裁判所の平成 24 年 2 月 17 日付証拠決定のとおりであり、また、関係証拠によれば、これらの供述調書と捜査報告書が 5 月 21 日付不起訴処分後に東京第五検察審査会に送付されたことも認められる。このように、検察官が、公判において証人となる可能性の高い重要な人物に対し、任意性に疑いのある方法で取り調べて供述調書を作成し、その取調状況について事実に反する内容の捜査報告書を作成した上で、これらを検察審査会に送付するなどということは、あってはならないことである。

しかし、証拠の内容に瑕疵があることと、手続に瑕疵があることは別の問題である。検察官が、任意性に疑いのある供述調書や事実に反する内容の捜査報告書を作成し、検察審査会に送付したとしても、検察審査会における審査手続に違法があるとはいえず、そのことは、事実に反する内容の捜査報告書が意図的に作成された場合であっても、同様である。また、仮に、意図的に作成された事実に反する内容の捜査報告書のために、検察審査員において、重要な供述調書の信用性判断に誤りが生じ、起訴議決に至ったとしても、そのことから、検察審査会における起訴議決が無効であるとするのは、法的根拠に欠ける。

さらに、検察審査会の会議は非公開とされており、同会議の適正な運用のためには、会議の秘密を確保することが不可欠であって、検察審査員の意見の形成過程、その過程における錯誤の有無及び程度、前記捜査報告書の送付と本件起訴議決との

間の因果関係といった事柄を、本訴訟において、審理、判断の対象とすること自体が相当でない。また、検察審査会の会議においては、各検察審査員は、前記捜査報告書及び供述調書以外の証拠も含めて、総合的に証拠を評価し、ほかの検察審査員との意見交換を踏まえた上で、議決を行っていると考えられることに照らすと、このような事柄を審理、判断の対象とすることは、実行可能性にも疑問がある。

したがって、訴訟手続において、このような事実が判明した場合には、当該捜査報告書あるいは当該供述調書の証拠能力あるいは信用性を否定することによって、被告人とされた者の救済を図るべきであり、その上で、それ以外の証拠に基づいて、起訴された公訴事実について、審理、判断するのが相当である。

もっとも、弁護人は、本件起訴議決は、検察官の重大な職務犯罪を伴う偽計行為によるものであって、その瑕疵は重大であると主張しており、今後の違法捜査等抑止の見地をも考慮すべきであるとの趣旨も主張しているとうかがわれる。もちろん、検察官が、任意性に疑いのある方法で取調べを行って供述調書を作成し、また、事実に反する内容の捜査報告書を作成し、これらを送付して、検察審査会の判断を誤らせるようなことは、決して許されないことである。本件の証拠調べによれば、本件の捜査において、特捜部で、事件の見立てを立て、取調べ担当検察官は、その見立てに沿う供述を獲得することに力を注いでいた状況をうかがうことができ、このような捜査状況がその背景になっているとも考えられるところである。しかし、本件の審理経過等に照らせば、本件においては、事実<sup>に</sup>反する内容の捜査報告書が作成された理由、経緯等の詳細や原因の究明等については、検察庁等において、十分、調査等の上で、対応がなされることが相当であるというべきである。

以上のとおり、弁護人の主張を精査、検討しても、本件起訴議決に重大な瑕疵があり、本件公訴提起の手続がその規定に違反して無効になると解することはできないから、検察官の意図等の弁護人が主張している事実の存否について判断するまでもなく、公訴棄却の申立ては、理由がなく、採用することができない。

第 3 公訴事実第 1 の 1 に係る公訴棄却の申立てについて

検察官である木村匡良検事（以下「木村検事」という。）らが前記のような不適正な取調べをするよう指示したとは認められない。

- (2) 今回、田代検事によって不適正な取調べがなされた背景には、その上司である東京地検特捜部長佐久間達哉検事（以下「佐久間部長」という。）らと取調べ担当検察官である田代検事との間に取調べ目的、想定されるB氏の供述状況につき共通の認識が十分形成されていなかったことや、木村検事が田代検事から報告を受けた際、その時のB氏の供述状況を十分確認することなく、従前の供述維持の調書の作成が可能であれば作成するよう指示したことにもあると思料される。
- (3) なお、そもそも、本件は、東京地検特捜部が一度不起訴にした後、検察審査会の起訴相当議決を受けて再起した事案であり、東京地検特捜部において、第一次不起訴処分の際の主任検察官である木村検事より上位の同部副部長齋藤隆博検事（以下「齋藤副部長」という。）を主任検察官に指名しているものの、実際の補充捜査等の指示は、木村検事が各取調べ担当検察官に出すなどしており、また、B氏については、取調べ担当も田代検事であるなど、実質的には第一次不起訴処分時と同様の体制で捜査に臨んでいる。本件のように、少なくとも起訴相当議決がなされた事件では、第一次不起訴処分に関与した検察官以外の検察官が担当することが、より適正な捜査処理に資することになると思料される。また、従前の供述調書の任意性及び信用性を判断するためにも、被疑者の取調べ担当検察官は、別の検察官を指名するのが相当と思料される。

## 2 平成22年5月17日付け田代検事作成の捜査報告書

- 田代報告書の記載とB氏による隠し録音の記録（本件録音記録）との間には齟齬があり、その作成・提出行為は虚偽有印公文書作成・同行使罪に当たるのではないかと。犯罪に当たらないとしても、田代報告書の作成は不適正行為に当たるのではないかと。
- 田代検事は、A氏事件の公判で、本件報告書に事案と異なる記載がなされた理由として「記憶の混同」などと述べているが、その証言は偽証罪に当たるのではないかと。犯罪に当たらないとしても不適正行為に当たるのではないかと。

### 【前提となる事実及びその評価】

#### ① 田代報告書の作成経緯

- ア 田代検事は、平成22年5月17日、再捜査の一環として行った本件取調べにおいて、A氏への報告等を認めた従前の供述を維持する内容の供述調書を作成した。
- イ 木村検事は、田代検事からその報告を受け、A氏が収支報告書への不記載等への関与を否認している状況にありながら、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じたのは、それ自体、B氏の供述の任意性・信用性の判断にとって意味のある事情であると考え、田代検事に対し、B氏が供述調書の作成に応じた経緯を具体的に分かりやすくまとめた報告書〔注〕を作成するよう指示した。
- ウ 田代検事は、取調べ終了後に初めて報告書の作成の指示を受けたものであり、事後に報告書を作成することを意識せず、メモも作成しないまま取調べを行っていた。また、田代検事は、木村検事から報告書を作成する具体的な

目的を告げられていなかったため、上司への報告用であろうなどと考え、本件取調べの状況を振り返りながら、同年5月17日夕刻から、記憶のみを頼りにその作成を開始した。

エ 木村検事は、翌18日、佐久間部長に本件取調べの結果を報告したが、その際、両名の間で、A氏が収支報告書への不記載等への関与を否認している状況にありながら、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じたことや勾留中にB氏がA氏への報告等を認めた経緯等が話題となり、佐久間部長は、B氏が保釈後の取調べでも供述調書の作成に応じたことは、秘書事件公判における立証上も有益であると考え、木村検事に対し、本件取調べにおいて、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取りがあったのであれば、これについて報告書を作成するよう指示をした。

オ 木村検事は、かかる指示を受け、田代検事に対し、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯について、本件取調べにおいてB氏が供述していたのであれば、それも報告書に記載するよう追加の指示をした。

カ 田代検事は、かかる指示を受け、本件取調べにおいて、B氏は勾留中の取調べを回想し、A氏への報告等を認めるに至った経緯についても供述していたという記憶があったことから、その点も含め記載し、同月19日夜までに田代報告書を完成させた。なお、田代検事は、記憶を喚起しながら少しずつ報告書を作成するには、問答式の方がやりやすく、また木村検事から具体的に分かりやすく作成するよう求められていたことなどから、B氏との問答形式で報告書をまとめた。

[注] 田代報告書のように、供述人の取調べにおける供述内容を報告することを目的とする報告書は、供述人がどのような趣旨の供述をしているのかを分かりやすく取りまとめて上司等へ報告することが求められるものであり、そもそも、供述人の具体的な発言を一言一句そのとおりに記載することが求められているものではない。取調べも対話であり、その時の取調べにおいて発せられた言葉だけではなく、その際の表情や身振り手振り等の仕草、それ以前に行われていた取調べにおけるやり取りも含めてコミュニケーションが図られるものであり、この種報告書には、そのようなコミュニケーションの結果得られた供述の趣旨を取りまとめて記載することとなる。この種報告書には、そのような性格があることから、供述の趣旨を損なわない範囲内で、必要に応じ、様々な方法で読み手に理解できるよう記載すること、言葉足らずの意味を敷衍しつつ補うこと、それまでの取調べの内容も踏まえて言葉を補うこと、日本語として不自然な発言を正しく補正することなどが、いずれも一般的には許容され得ることとなる。

## (2) 田代報告書の概略

### ア 田代報告書の記載

田代報告書には、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じた経緯として、以下のような記載がある。

- ① B氏が、「まあ、4億の収入と土地代金の支出を意図的に書かなかったことやその理由については、これまでどおりでいいですよ。問題はA先生に関わる場所ですね。…私が、今日『これまでの供述はそのとおりに間違いないありません。』ってやったら、A先生の説明を否定することになりますよね。…今日は話だけにして、供述調書は作らないという選択はないんですか。」などと、当時、A氏が収支報告書への不記載等への関与を全面的に否定している状況において、A氏への報告等を勾留中と同様に認める内

別紙 2

A 氏事件公判の証拠決定における田代報告書の問題点に関わる裁判所の指摘

2月17日決定が指摘する田代報告書に関する問題点

5月17日の取調べの後、田代検事は、同取調べにおいて、B氏が、「勾留段階において、選挙民は、私が被告人の秘書だったという理由で投票したのではなく、私という個人に期待して国政に送り出したのに、やくざの手下が親分を守るためにうそをつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになると、田代検事から書かれて、堪えきれなくなって、被告人の関与を認める供述をした。」旨述べ、また、「今更被告人が関係なかったと言っても信じてもらえないし、かえって、口止めをしたに違いないとか、絶対的権力者なんだと思われる。」旨述べて、それまでの供述を維持することを決意したなどを記載した捜査報告書を作成しているが、これらの記載は、取調録音によれば、5月17日の取調べの内容としては、事実と反するものである。田代検事は、同捜査報告書について、「同日の取調べの後に数日かけて作成した際、記憶の混同が生じて事実と反する内容になった。」旨公判で供述するが、同捜査報告書が問答体で具体的かつ詳細な記載がされていることに照らすと、あいまいな記憶に基づいて作成されたものとは考え難く、記憶の混同が生じたとの説明は、にわかには信用することができない。